

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月28日付けで、平成24年度小金井市一般会計補正予算（第14回）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、平成24年度予算執行のため、緊急に補正予算の必要を生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成25年4月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

専 決 処 分 書

平成24年度予算執行のため、緊急に補正予算の必要を生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成24年度小金井市一般会計補正予算（第14回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月28日

小金井市長 稲葉孝彦

平成 24 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 14 回)

平成24年度小金井市一般会計補正予算（第14回）

平成24年度小金井市の一般会計の補正予算（第14回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	主要地方道 15 号線用地取得に伴う物件補償費	千円 2,998